明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（二）　二
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（四）
○新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（五）

〔省　令〕
○新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一）　三
○新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令第三条の規定により検疫法施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（**同**二）

〔告　示〕
○新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設の一部を改正する件（**厚生労働**四）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第三号）（内閣官房）

1　新型インフルエンザ等緊急事態において都道府県知事による使用の制限等の要請の対象となる施設として飲食店等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（政令第四号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定を準用する期間を一年間延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇新型コロナウイルス感染症を検疫法第三十四条第一項の感染症の種類として指定する等の政令の一部を改正する政令（政令第五号）（厚生労働省）

1　新型コロナウイルス感染症について、検疫法の規定を準用する期間を一年間延長することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。